

「議会だより」仕様書

1. 発行回数 年5回（令和5年5月・6月・8月・11月・令和6年2月）
（各月10日発行。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、その日より前で、その日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日でない日とする。また、やむを得ない事情により発行月を変更する場合は、別途協議を行う。）

2. 印刷 オフセット印刷

3. 規格 (1) 体裁
A4判 冊子（綴り穴はJIS規格2穴、ページ数揃え込み）
(2) ページ数及び刷色

	ページ数	刷色	回数
①	12 ページ	4 色刷	4 回
②	4 ページ	4 色刷	1 回

①は5・8・11・2月号 ②は6月号を予定しています。

4. 発行部数 101,000部（上記①は20,000部・②は21,000部）

5. 用紙 マットコート紙 A判44.5kgと同程度
（令和4年度発行済み議会だよりと同程度）

6. 原稿 (1) 原則として、Microsoft Word等で作成したデータを、電子メールで送付（写真を含む。）を行い、また、出力見本で入稿する。グラフ等についてはMicrosoft Excelで作成した数値データを用いて印刷業者側で作成する。また、記録媒体（DVD等）で行う場合がある。

- (2) 入稿は、原則として発行月の前月の20日以降とし、上記（1）による原稿は、市役所で手渡しとする。

- (3) 判型（基準として）

- ア. 組 縦組み、一部横組み
イ. 段数 縦組み…3段～5段、横組み…3段～4段が主体
ウ. 1段字詰め 縦組み…10字×20行又は12字×25行、
横組み…45字～50字×10行～15行が主体
エ. 段数及び書体 14級明朝正体及びゴシック体が主体

- オ. 歯送り 字間送り… 14 歯、行間送り… 21 歯が主体
- (4) 写真等は、ポジ・紙焼き・電子媒体により、印刷業者が加工する。1 回約 40 点程度。(増減あり)

7. 編集・レイアウト 本市の指示により、紙面の編集・レイアウト、カット、レタリング、カラーカンパ等の作成を印刷業者が行う。

8. 校正
- (1) 校正は原則として 3 校までとし、ゲラへの朱書きで行い、PDF データにて電子メールで送付する。
- (2) 各校とも、PDF データで本市に電子メールで提出する。また、校正原稿についても電子メールで送付し、3 校は、午後 2 時までにファックス又は電子メールで行う。なお、各校の PDF データ提出及び校正原稿提出時間は、指定日の下記時間とする。

	PDF データ提出	校正原稿送付
初稿	午前 9 時 30 分まで	PDF データ提出の 4 日後（その日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、その日より後で、その日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日でない日）午後 4 時 30 分以降
2 校	午前 9 時 30 分まで	PDF データ提出の 2 日後（その日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、その日より後で、その日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日でない日）午後 4 時 30 分以降
3 校	午前 9 時 30 分まで	上記（2）のとおり

- (3) 校了については、原則として責了とするが、印刷業者はカンパをファックスにて市役所に提出し確認を求める。
- (4) 各校とも、見出し及び記事の変更・組み替え、写真・イラスト等の変更・差し替え、レイアウトの変更をすることがある。
- (5) 校了は、原則として発行月の 5 日頃とする。

9. 納品 (1) 納品日と納品場所

発行日前日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、その日より前で、その日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日でない日）

い日)の午後4時を基本とし、特別な事情がある場合は当日の午前7時30分に、本市が指定する場所に納品する。

(2) 納品方法

配布箇所名(147箇所)ごとに、提示した部数(1箇所最大1,020部、最小3部)を梱包し、配布順に納品する。ただし、配布箇所数、梱包部数、配布順は、毎回変動する場合がある。

(3) 梱包方法

配布箇所名・配布数を包装紙上部に明記し、十文字に紐かけ梱包又は封筒に封入する。なお、1箇所あたりの部数が、200部を越える場合は、分けて梱包すること。

(4) その他

ホームページ掲載用にPDFデータ化したものをCD-R等の記憶媒体で納品する。

10. 代金

(1) 価格

契約価格は紙面の編集・レイアウト・カラーカンパ等の作成経費及び写真植字・版下作成など印刷に関する一切の経費、PDFデータ化に関する経費、納品に関する経費等、一切を含めた価格とする。

(2) 支払

1回分の金額を発行月毎に支払う。

11. 契約に関する条件等

(1) 受注者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ業務の一部分の第三者への委託又は請負について本市から書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 受託者は本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、熱海市個人情報保護条例を遵守すること。

12. その他

(1) 頁数が増減する場合あり。その場合は、両方で協議して決定する。

(2) 過去5年以内に地方公共団体及び企業の広報誌(冊子形式)と同程度の業務について実績を有すること。なお、発注者、発行印刷物名、発行年月日、年間発行回数、部数等を明記した実績書又は発行広報誌実物を、見積書提出時に提出すること。